

## 電子取引の保存方法に関する取扱い変更について

### 【概要】

- (1) **2022年1月1日**から、
- (2) **電子取引**について、
- (3) 紙に出力して保存することは認められず、
- (4) **改竄防止措置**を行ない、
- (5) **検索機能**を確保したうえで、
- (6) **電子データとして保存**しなければなりません。

### 【満たさなかった場合】

- ・法人税法上、**青色申告の承認取消しとなるリスク**があります（後述）。
- ・消費税法上、従来通り紙に出力しての保存が認められると考えられます（←一定かではない）が、青色取消しのリスクを考えれば、紙出力による保存は不可でしょう。  
→消費税については、別途後述。
- ・電子データに偽装隠蔽があった場合、**重加算税が10%加算**されます。

### 【各要件】

- (1) 2022年1月1日から
  - ・決算期に関係なく、全事業者、その日以後に行なわれる電子取引が対象です。
- (2) 電子取引
  - ・もっとも典型的な取引は、**メールに請求書や領収証を添付**する case です。
  - ・メール本文に取引内容の記述があれば、メールのやりとりも電子取引です。
  - ・次のような取引もすべて電子取引に該当します（国税庁「電子帳簿保存法一問一答」）。
    - ①電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
    - ②インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
    - ③電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
    - ④クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
    - ⑤特定の取引に係るEDIシステムを利用
    - ⑥ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
    - ⑦請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

(3) 紙に出力しての保存

- ・(2) の取引でも、2021年12月31日までは紙に出力して保存できます。

(4) 改竄防止措置

- ・次の「いずれか」の措置を取ることが必要です。
  - ①タイムスタンプが付された後の授受
  - ②速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す
  - ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
  - ④訂正削除の防止に関する**事務処理規程の備付け**
- ・①は相手方の話、②③は負荷が大きく、④が現実的でしょう。
- ・規程のひな形は、国税庁が公表しています（以下よりワードでダウンロード可能）  
→<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

(5) 検索機能

- ・次の検索要件を満たす必要があります。
  - ①「取引年月日その他の**日付**、**取引金額**、**取引先**」を条件に検索できる
  - ②日付又は金額の記録項目の**範囲**を指定して検索できる
  - ③**2以上**の任意の記録項目を組み合わせて検索できる
- ・この検索要件が、もっとも対応に苦慮するところです。
- ・メールで受領したPDF請求書は、どうすれば要件を満たせるでしょうか。
- ・国税庁「電子帳簿保存法一問一答」には、2つの方法が示されています。
  - a PDFタイトルを「**20221031\_(株)国税商事\_110,000**」とする方法
  - b **エクセル**で、日付、金額、取引先、備考（書類名称）、を一覧にする方法
- ・aでは、上の検索要件の②が満たせません。
- ・今のところ、エクセルを作成する方法が確実ですが、いずれにしても手間がかかり、試行錯誤が必要です。
- ・bのイメージはこちらです。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20220131	110,000	㈱霞商店	請求書
②	20220210	330,000	国税工務店㈱	注文書
③	20220228	330,000	国税工務店㈱	領収証
④				

- ・なお、税務調査でダウンロードの求めに応じる（＝データを渡す）場合、②③の検索要件は不要です。

- ・また、前々年度の売上1,000万円以下でダウンロードに応じる場合、①②③すべての要件が不要です。

#### 【青色申告との関連】

##### (1) 一問一答

- ・国税庁発表「一問一答【電子取引関係】問42」で、承認取消しと「なり得ます」。

##### (2) 事務運営指針

- ・2期連続無申告や仮装隠蔽など、悪質事案の場合に青色承認取消しが行なわれます。
- ・ただ、上の一問一答を受けて、税理士業界は大騒ぎに。
- ・データ保存できていないだけでは取り消されない旨、国税庁から補足説明がありました。

#### 【消費税について】

##### (1) 仕入税額控除の可否

- ・消費税で仕入税額控除を受けるには、原則、帳簿及び請求書等の保存が必要です。
- ・帳簿には、相手先名称、取引日付、取引内容、金額、の記載が必要です。

##### (2) 電子取引の場合

- ・請求書等は紙での保存が原則です。
- ・メール添付などで受け取った場合、紙で受け取れなかったことにつき「やむを得ない理由がある」とされ、仕入税額控除が認められます。
- ・ただし、その場合、(1)の帳簿記載事項に、「やむを得ない理由」と「相手先の住所等」を記載しなければなりません。
- ・その記載は面倒ですので、記号を付したうえで、次のような書類を備えおくことでも問題ないようです（税務通信 3658号、2021年06月14日）。

帳簿に「記号」を付した取引は、仕入先から電子データでのみ請求書等の提供を受けた取引であり、請求書等の交付を受けなかったことにつき「やむを得ない理由がある場合」に該当する。仕入先の住所については支払データの中に入力された取引先コードに登録の内容の通り。

#### <前提>

- ①振込み処理の前提として取引先マスターを設定しており、その設定の際に仕入先の住所も入力している
- ②帳簿の中に取引先コードを入力しており、取引先コードと取引先の住所を取引先マスターの設定内容の中で紐づけできている

(3) 結論

- ・消費税については、従来と要件が変わりません。
- ・ただし、紙に出力すれば仕入税額控除可能、という解釈は、冒頭に書いた通りリスクがあります。